

大分県宿泊税 特別徴収事務の手引き

大分県総務部税務課

令和 8年 7月

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と用途	1
2 宿泊税の徴収方法	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 宿泊税の手続きの流れ	3
2 課税客体・納税義務者	3
3 税率	9
4 課税免除	9
第3章 特別徴収義務者の登録等	10
1 特別徴収義務者登録	10
2 登録事項の変更等	12
第4章 宿泊税の申告納入	14
1 申告納入	14
2 納入義務免除・還付	17
3 更正の請求	18
第5章 適正な申告納入のために	19
1 帳簿等の記載・保存	19
2 調査	19
3 更正・決定	19
4 加算金	20
5 延滞金	20
6 不服申し立て	21
7 罰則、滞納処分等	22
第6章 その他	23
1 領収書等への表示	23
2 電子申告	24
3 特別徴収義務者報償金	25
4 お問い合わせ先	26
5 各種様式の記載例等	27

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために大分県が導入した法定外目的税です。

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

① 地域と旅行者の相互理解による地域生活・環境・文化の構築

地域住民、事業者、旅行者の相互理解による取組や、地域資源の適切な活用により、持続可能な観光地域づくりを推進するとともに、旅行者の行動の質を高めるレスポンスブルツーリズムを推進する。

② 多様化する旅行ニーズに対応する受入環境の整備

誰もが安心して快適な旅行をするためのユニバーサルツーリズムの推進、周遊に向けた交通環境の整備・周知、観光危機管理体制の整備及び観光案内所等のネットワークの深化を図る。

③ 人材の確保・育成を重視した地域経済の安定的な成長

観光産業や観光地域づくりを担う人材の持続的な確保・育成を図るとともに、DXによる業務省力化やキャッシュレス決済の普及、新たな観光サービスの創出等による観光産業の基盤強化を推進する。

④ 地域素材の磨き上げ

魅力ある多様な温泉の活用と保護・適正利用に加え、自然、歴史・文化、芸術、食等の地域資源を最大限に活用した高付加価値コンテンツの造成・磨き上げを促進する。

⑤ “選択”と“集中”による戦略的な誘客

データマーケティング等によるPDCAサイクルを基に、経済効果の高いターゲットの選択と集中的な情報発信及び具体的なターゲットに焦点を当てた効果的な誘客施策を展開する。

⑥ 県観光推進体制の強化

県域DMOであるツーリズムおおいたの専門性(マーケティング、地域マネジメント機能)を強化し、県や地域との連携を深めることで、大分県観光を牽引し一元的に施策実施できる体制を確立する。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、大分県内に所在する旅館業の許可を受けた旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設(以下、「宿泊施設」と略称します。)の宿泊者ですが、大分県が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、大分県へ申告納入していただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税対象となる「宿泊」があれば特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務を負い、納税義務者に求償(請求)することとなります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者の方です。

ただし、実際にその宿泊施設の経営に責任を負っている方が別にいる場合には、その方が特別徴収義務者となることがあります。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種届出や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは下記のページをご参照ください。

- 特別徴収義務者登録申請……………P. 10
- 各種届出……………P. 12
- 宿泊税の申告納入……………P. 14
- 帳簿等の記載・保存……………P. 19

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

①宿泊施設の経営開始(予定)日が確定したら、

・「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を以下の提出期限までに大分県税事務所に提出

経営開始日	提出期限
令和9年〇月〇日(課税開始日)まで	課税開始日の5日前まで
令和9年〇月〇日以降	経営開始日の5日前まで



②宿泊があったら

・宿泊者から宿泊税を徴収



③徴収した宿泊税は

・「宿泊税納入申告書」を大分県税事務所に提出

・「納入書」により金融機関等で納入

※申告と納入は必ず期限内に行ってください。

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和9年〇月〇日(課税開始日)以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

※課税開始日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。

※課税開始日より前に予約があった場合でも、課税開始日以降の宿泊には宿泊税が課税されます。

※宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

(1) 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

①課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ(午前0時を超えて)6時間以上の利用であるもの

②宿泊の判断の例

例1 午前0時を超えてからチェックインした場合(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)

⇒ その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

例2 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合

⇒ 課税対象ではありません。

例3 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含みます。)があった場合は、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例4 実際の宿泊を伴わない利用行為(いわゆるホールドルーム、キープルームなど)の場合

⇒ 当該施設が旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の場合には、実際に宿泊があった際に課税対象となります。

実際に宿泊があった場合、又は日をまたぐ6時間の利用により宿泊があったとみなされる場合、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとに宿泊料金が明確なときはその金額を宿泊料金とします。

例)1室税抜き 50,000 円(素泊まり料金)の部屋を 3 泊した場合の宿泊税は以下のとおり

	宿泊者数	宿泊料金	宿泊料金/人	宿泊税
1泊目	5 人	50,000 円	10,000 円	1,000 円 (200 円×5 人)
2泊目	0 人	50,000 円	—	0 円
3泊目	2 人	50,000 円	25,000 円	1,000 円 (500 円×2 人)
宿 泊 税 計				2,000 円

※ 2 泊目は宿泊がないため課税対象となりません。

例5 ウィークリーマンションなどの場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。

ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合には、課税対象となります。

このときの宿泊料金は、宿泊日ごとの宿泊料金が明確でないときは契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例6 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税されません。

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設に宿泊した者をいう。

なお、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となります。

- 2名以上で宿泊する場合、誰が宿泊料金を支払ったかにかかわらず、それぞれの方が宿泊者となります。
- 法人契約、招待の場合など、宿泊した方が宿泊料金を負担しない場合でも宿泊者となります。

(3) 宿泊料金

宿泊税の課税対象となる宿泊は、**宿泊料金**を伴うものです。

宿泊料金とは、食事料金や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます(下表参照)。

【宿泊料金に含まれないもの】

- 下記については、宿泊料金から控除します。
 - ・ 食事料金
 - ・ 遊興費
 - ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
 - ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
 - ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代等の立替金等
 - ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

【宿泊料金に含まれるもの】

- 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの
 - ・ 清掃代
 - ・ 寝具使用料
 - ・ 入浴代
 - ・ 寝衣代
 - ・ サービス料、奉仕料 等

< 宿泊料金の判定の例 >

例1 各種宿泊プランの取扱い

⇒ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例2 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

⇒ 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。

例3 補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合

⇒ 補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合※で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合(食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの)は、宿泊料金に含みません。

※自治体を実施する旅行支援などが該当します。

例4 企画旅行の取扱い

⇒ 予め又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金とします。

例5 手配旅行の取扱い

⇒ 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例6 連泊割引があった場合

⇒ 連続して宿泊(以下「連泊」といいます。)をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で案分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例7 時間延長があった場合

⇒ ア 宿泊契約の場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

イ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例8 税込み宿泊料金の取扱い

⇒ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例9 外貨建て取引による場合

⇒ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

例10 1人当たりの料金が不明な場合

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします(下例ア及びイをご参照ください。)

※留意点

- ・エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します(下例ウをご参照ください。)
- ・幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。(下例エをご参照ください。)
- ・宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します(下例オをご参照ください。)

【1室税抜き20,000円(ツインルーム)の場合】

ア 1人で宿泊(いわゆるシングルユース)

$20,000円 \div 1人 = 20,000円$ 【宿泊税500円×1人】

イ 2人で宿泊

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税200円×2人】

ウ 3人で宿泊(エキストラベッド(7,000円)を追加)

$(20,000円 + 7,000円) \div 3人 = 9,000円$ 【宿泊税200円×3人】

エ 大人2人、子ども1人(添い寝無料、寝具の追加なし)で宿泊

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税200円×2人】

※宿泊料金がかからない子ども1人は課税対象外

オ 大人2人、乳児1人で宿泊(ベビーベッド(3,000円)を追加)

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税200円×2人】

$3,000円 \div 1人 = 3,000円$ 【宿泊税100円×1人】

※乳児1人分は別に取り扱う

例 11 清掃料金を強制的に徴収している場合

⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。

なお、連泊のときは、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」に「その清掃料金を宿泊数で案分した料金」を加算して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

3 税率

宿泊税の税率は、1 人1 泊の宿泊料金に応じて、次のとおりです。

宿泊料金(1人1泊) ※消費税抜き	宿泊料金(1人1泊) ※消費税込み	税 率
5,000 円未満	5,500 円未満	100 円
5,000 円以上 20,000 円未満	5,500 円以上 22,000 円未満	200 円
20,000 円以上 100,000 円未満	22,000 円以上 110,000 円未満	500 円
100,000 円以上	110,000 円以上	2,000 円

4 課税免除

(1) 修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊

修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊については、宿泊税は課税されません。

次の国内の施設に通う幼児、児童、生徒若しくは学生又は引率者(※)が対象です。

対象施設	ア	幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
	イ	保育所(保育所型認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設(地方裁量型認定こども園含む)

いわゆる専修学校、専門学校及び各種学校等や海外の学校の生徒等は学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

※ 引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

○ 課税免除の対象となる「その他の教育活動」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊を伴うものをいいます。

スポーツ大会やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象とはなりません。

○ 学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合は、記入漏れ等がないかを確認の上、原本を受け取ってください。

○ 「修学旅行等であることの証明書」については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税は課されません。

- 課税免除の取扱い等については「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準ずるものとし、知事の指定を受けた課税免除対象施設における宿泊で、証明書等の提示があった場合のみ、課税免除となります。
- 宿泊税の課税が免除される宿泊施設としての指定を受けようとする場合は、「宿泊税課税免除施設承認申請書」を、承認を受けようとする宿泊施設ごとに作成し、事前に申請してください。
- この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている宿泊施設の経営者の方のみです。
- 課税が免除される外国大使等は、消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた方とその家族となります。外国大使等より、宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者登録

(1) 特別徴収義務者としての登録

宿泊施設の経営者の方(特別徴収義務者となる方)は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。なお、原則として、登録は営業許可等を受けた施設ごとに申請してください。

※例外として、経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合かつ経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分できない場合には、複数の施設を一件としてまとめて登録の申請を行うことができますので、担当窓口までご相談ください。

(2) 登録の申請期限

特別徴収義務者は、次の期限までに登録の申請を行ってください。

要件	期限
新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営開始の5日前まで
宿泊税の徴収に便宜を有するものとして指定を受けた場合	指定を受けた日から10日以内

※郵送で受理した場合は、通信日付印により表示された日(以下「消印日」という。)が申請日となります。

(3) 登録にかかる提出書類

登録を申請する場合、次の①～④の書類を揃えて提出してください。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書(規則様式) ※1施設1枚	
②	経営者が法人の場合	登記事項証明書(現在事項証明書)
	経営者が個人の場合	住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
③	旅館業法の場合	旅館業営業許可書の写し
	住宅宿泊事業の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面 (例:民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム(事業者)画面等)
④	旅館業法の場合	宿泊に係る契約書面(宿泊約款等の写し)
	住宅宿泊事業の場合	(ホームページ掲載のキャンセルポリシー等で代用可)

※ ②～④の書類については、いずれもコピーで結構です。

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください。

※ 共同事業者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※ 委託契約等により実際にその宿泊施設の経営に責任を有している方(実質的経営者)を特別徴収義務者に指定する場合は、上記①～④の書類に加えて以下の⑤、⑥の書類を添付してください。(事前に担当窓口までご相談ください。)

※「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」の記載例については、27 ページをご参照ください。

⑤	実質的経営者である旨の申立書
⑥	許可者等と実質的経営者との間で締結した契約書(写) (又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面(写)等)

(4) 特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証票」を交付します。

- この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- フロントが複数箇所にある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- 閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- 万一、この証票を毀損・紛失した場合には亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。

2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項(代表者、宿泊施設名称、送付先等)に変更があった場合は、「宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書(規則様式)」を作成し、大分県税事務所へ提出(窓口・郵送・電子)してください。その際は、以下の書類のコピー等を添付してください。

- 個人の特別徴収義務者の住所又は氏名の変更があった場合
⇒ 住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
- 法人の代表者、所在地又は名称の変更があった場合
⇒ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 宿泊施設の営業許可、届出内容、宿泊施設の所在地又は名称、宿泊施設所有者が変更になった場合
⇒ 旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による変更届出書の写し又は事実を確認できる契約書等
- その他変更がある場合
⇒ 変更内容が確認できる書類

※「宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書」の記載例については、30 ページをご参照ください。

ただし、次のア～カの場合は、変更届出ではなく、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡又は相続(贈与)
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合
- カ その他上記に類する事項

(2) 経営休止・再開の届出

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

なお、休止の届出の際に休止期間を定めなかった場合は、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

届出の際は「宿泊税経営休止・再開・廃止届出書(規則様式)」を作成し、大分県税事務所へ提出(窓口・郵送・電子)してください。

※「宿泊税経営休止・再開・廃止届出書」の記載例については、32 ページをご参照ください。

以下の書類のコピー等を添付してください。

休止する場合	旅館業法の規定による停止届出書の写し又は「休止のお知らせ」などの経営休止を確認できる書類
再開する場合	「再開のお知らせ」などの経営再開を確認できる書類

(3) 経営廃止の届出

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から 10 日以内に「宿泊税経営休止・再開・廃止届出書(規則様式)」を作成し、大分県税事務所へ提出(窓口・郵送・電子)してください。

なお、提出の際は、以下の書類のコピー等を添付してください。

- 登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書)又は旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による廃止(停止)届
- 経営廃止の届出に併せて、「宿泊税特別徴収義務者証票」を返還してください。
なお、紛失等により返還できない場合は、「宿泊税特別徴収義務者証票亡失兼再交付申請書(規則様式)」を作成し、併せて提出してください。
- 経営廃止した日までの宿泊税は、廃止した日から 1 か月以内に申告納入が必要です。

(4) 法人合併又は分割の申告

承継法人が新規登録申請を行う場合は備考欄に合併・分割以前の事業者を記載してください。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書(規則様式)」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、大分県税事務所に提出し、併せてその税額を「納入書」により納入してください。

(2) 宿泊施設の経営を休止・廃止した場合の申告納入

宿泊施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、休止・廃止した日から1か月以内に申告納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が増加される場合があります。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

(3) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、特例適用者の指定を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた宿泊施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

特例の適用対象月	申告納入期限	申請期限 (適用を開始する月(※)の前々月の末日)
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日

※適用を開始する申告月:4月、7月、10月、1月のいずれかの月

<適用開始月の注意点>

- 特例適用者の指定後、「宿泊税申告納入期限特例適用者指定等通知書(規則様式。以下、「指定等通知書」という。)」を送付します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

① 適用の要件

- ア 申請書の提出前12月間(以下、「要件適用期間」という。)の納入すべき宿泊税が360万円以下であること。(令和9年度のみの特例として、申請書の提出前3月間の納入すべき宿泊税が90万円以下であれば、アの要件を満たしたものと扱います。)
- イ 当該宿泊施設の経営を開始してから12月を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから12月を経過していること。(令和9年度のみの特例として、宿泊施設の経営開始から12月を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから3月を経過していれば、イの要件を満たしたものと扱います。)
- ウ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- エ 要件適用期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- オ 要件適用期間において、県税の徴収金を滞納していないこと。
- カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

② 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書(規則様式。「以下、指定申請書」という。)」を申請期限までに大分県税事務所に提出(窓口・郵送・電子)してください。

※申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※特例の適用を受けた方は、取り消されない限り、翌年度以降も継続となります。

※「指定申請書」の記載例については、40ページをご参照ください。

③ 特例適用者の指定

審査のうえ、指定又は不指定を通知します。

なお、特例の適用については、指定等通知書に記載された特例の適用開始月からとなります。

指定申請書を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月の申告納入が必要となりますのでご注意ください。

※ 特例適用者の指定取消し

- ① 申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに指定等通知書により取消の通知をします。

特例が取り消された場合は、翌4月末日申告納入期限分(3月宿泊分)から毎月申告していただくこととなります。

- ② 特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消申請書(要領様式)」を提出し、申請してください。

特例が取り消された場合は、通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

(4) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書(規則様式)」に、以下の項目を記入の上、提出してください。

- ・宿泊税の課税対象となる宿泊の総数
- ・宿泊税額
- ・宿泊税の課税対象外となる宿泊の総数

また、「宿泊税納入申告書(規則様式)」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※ 宿泊税納入申告書は、毎年3月頃に1年分まとめてお送りします。

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用されている方は、翌年度から送付を中止いたしますのでご注意ください。

① 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

ア 地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用して電子申告する。

※ 電子申告についての詳細は、24 ページをご参照ください。

イ 大分県税事務所に郵便又は信書便で送付する。

※ 原則として、大分県税事務所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局(郵便官署)の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

ウ 県税(納税)事務所の窓口を持参する。

※ 納入申告書の受付については、大分県税事務所のほか、県内の県税事務所及び納税事務所でも受付します。

② 注意点

ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です(月計表の添付は不要です)。

イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。

ウ 申告納期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。

※ 宿泊税納入申告書の記載例については、34 ページをご参照ください。

※ 宿泊税月計表の記載例については、36 ページをご参照ください。

(5) 納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「納入書」により大分県に納入してください。

納入は、各県税事務所、納税事務所又は次項の金融機関等で行ってください。

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子申告を行った場合には、電子納税も可能です。詳しくは 24 ページをご参照ください。

※ 納入書は、毎年3月頃に宿泊税納入申告書とあわせて1年分をまとめてお送りします。

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用されている方は、翌年度から送付を中止いたしますのでご注意ください。

< 注意点 >

- 1か月分ごとに1枚作成してください(申告納入期限の特例を適用しており、3か月に1度の申告納入の場合も同様に1か月分ごとに作成してください。)
 - 納入申告書に記入されている施設番号と同じ施設番号を記入した納入書をご使用ください。
 - 納入書は宿泊施設ごとに作成してください。
 - 合計欄の記入を誤ったものはご利用いただけませんので、予備(申告年月が空白のもの)に必要事項を記入し、ご利用ください。
- ※ 納入書の記載例については、38 ページをご参照ください。

【納入場所】

※令和8年4月1日現在

区 分	取 り 扱 う 場 所
銀 行 (国内の本・支店)	大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
銀 行 (本県内の支店)	伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、筑邦銀行、九州労働金庫
銀 行 (九州内の支店)	ゆうちょ銀行(沖縄県を除く)
信 用 金 庫 (本県内の本・支店)	大分みらい信用金庫、大分信用金庫、日田信用金庫
信 用 組 合 (本県内の本・支店)	大分県信用組合
農 協 (本県内の本・支店)	大分県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
漁 協 (本県内の本・支店)	大分県漁業協同組合
郵 便 局	九州の各郵便局(沖縄県を除く)
県税(納税)事務所	大分県の各県税(納税)事務所

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から宿泊税を受け取ってなくても、課税対象となる宿泊があれば、原則として特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

ただし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

【納入義務の免除となる例】

- 宿泊者や旅行者が破産、整理等の法的手続きに入り支払い不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行等により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払いができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当します。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求をすることができます。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

(申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

(2) 請求の手続

更正の請求は「更正請求書(県税条例規則第27号様式)」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付の上、大分県税事務所に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※ 更正の請求については、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子での申請が可能です。詳しくは24ページをご参照ください。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税の金額を適正に把握していただくために、大分県宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿の備付及び保存

①記載事項

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

なお、上記の事項が網羅されたものであれば日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

②保存期間

申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

(2) 書類の作成及び保存

①作成要件

宿泊に係る売上伝票その他の書類で宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

②保存期間

宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

(3) 電磁的記録(電子データ)による保存等

特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機(PC等)を使用して帳簿書類を作成する場で、宿泊税条例に定める要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、大分県税事務所の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いいたします。

なお、調査に当たっては、徴税吏員証(県税に係る賦課徴収権限があること示す証)を携行している職員が伺います。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告納入がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書兼納入通知書(規則様式)」により、納入すべき税額及び納

入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき		不足税額×10%	不足税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額×5%を加算
不申告 加算金	期限までに申告しなかったため決定を受けたとき		決定税額×15% ※1	決定又は不足税額のうち50万円超300万円以下の部分については×20% 300万円超の部分については×30%
	期限後の申告や決定について更正を受けたとき		不足税額×15% ※1	
	県の調査を予想しないで期限後に申告したとき		申告税額×5% ※2	
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算したため、更正や決定を受けたとき	期限までに申告しているとき	不足税額×35% ※1	
		申告していないとき、又は期限後に申告しているとき	不足税額×40% ※1	

※1 不申告加算金又は重加算金の加重措置

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%加算されます。

※2 不申告加算金の不適用

以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・申告期限から1か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去5年において、不申告加算金または重加算金の決定を受けていない。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額。

ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。(年7.3%を上限とします。)

※ 延滞金特例基準割合とは、「平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合)として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- ※ 延滞金特例基準割合は、毎年見直しが行われています。

6 不服申し立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内かつ、処分があった日の翌日から起算して1年以内に知事に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 督促、財産の差押えなどの滞納処分
- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除(還付)の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不指定・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、大分県知事に提出してください。

なお、審査請求書は大分県税事務所を通じて提出してください。

7 罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、大分県宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

《罰則》

根拠法令	条 項	内 容	罰 則 等
大分県 宿泊税条例	第 20 条	証票の掲示義務等に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以上の罰金
		帳簿の記載義務違反に関する罪	50 万円以上の罰金
	第 21 条	納税管理人の不申告に関する過料	10 万円以下の過料
地方税法	第 21 条	不納煽動に関する罪	3 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金
	第 22 条の 2	虚偽の更正の請求に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 5	検査拒否等に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	30 万円以下の罰金
	第 733 条の 8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下の過料
	第 733 条の 21	脱税等に関する罪	5 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金又は併科
	第 733 条の 25	滞納処分に関する罪	3 年以下の拘禁刑若しくは 250 万円以下の罰金又は併科
	第 733 条の 26	滞納処分に関する検査拒否等に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 26 の 2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

《滞納処分等》

根拠法令	条 項	内 容	率 (※地方税法本則の規定)
地方税法	第 733 条の 17	不足金額及び延滞金の徴収	7.3%又は 14.6%
	第 733 条の 18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第 733 条の 19	重加算金	35%又は 40%
	第 733 条の 20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は 14.6%
	第 733 条の 24	滞納処分	—

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、大分県で定めた標記で統一してください。日本語表記は『宿泊税』、英語表記は『Accommodation Tax』です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

《例1》 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

(合計の内訳に宿泊税額を計上する場合)

領収書		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	200円
	合計	11,350円
〇年〇月〇日 大分県〇〇市〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

(宿泊税額を別に計上する場合)

領収書		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	合計	11,150円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
〇年〇月〇日 大分県〇〇市〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

《例2》 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,350円
	合計	11,350円
上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。		
〇年〇月〇日 大分県〇〇市〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

2 電子申告

宿泊税の以下の手続きについては、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用したインターネットによる申告等(電子申告等)が可能です。

- ・宿泊税納入申告書の提出
- ・電子納付
- ・宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- ・宿泊税申告納入期限の特例適用者指定申請書の提出
- ・更正請求書の提出
- ・宿泊税徴収不能額の還付(納入義務の免除)申請書の提出
- ・その他各種届出書等の提出

【お問い合わせ先等】

電子申告の利用を希望される場合は、事前に手続きが必要です(利用者 ID および電子証明書が必要です。)

地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム(eLTAX)」のホームページ(URL:
<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

◆地方税ポータルシステム(eLTAX)の概要◆

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。エルタックスと読みます。

地方税の申告、申請、納税などの手続きは、紙の申告書で行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、eLTAXは、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。

※ eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織である「地方税共同機構」が開発・運用しています。

詳しくは「地方税ポータルシステム(eLTAX)」のホームページ(URL:<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

お手持ちのスマートフォンで、右のQRコードを読み取ってください。



地方税ポータルシステム(eLTAX)のHP

3 特別徴収義務者報償金

(1) 交付の目的

宿泊税は、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、大分県へ申告納入することとしており、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収及び申告納入等の事務を担うこととなります。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者報償金として交付することで、負担の軽減及び納期内申告納入の促進を図ることを目的としています。

(2) 交付の対象

大分県で登録または指定されている宿泊税の特別徴収義務者

(3) 算定期間

前年の4月～3月申告納入分（前年3月～2月宿泊分）

(4) 交付の基準及び交付額

基準交付額：納期内納入を行ったとき $\text{納期内納入額} \times 2.5\%$

(5) 交付の手続き

特別徴収義務者としての登録申請時(P10)に届出いただく口座への振込みにより交付いたします。

その後の交付請求手続きは不要です。算定期間内の納期内納入額を基準として毎年6月末頃に交付(口座振込)します。

4 お問い合わせ先

宿泊税に係る申告手続き等についてご不明な点がありましたら、
以下までお問い合わせください。

大分県 総務部税務課 課税班

TEL:097-506-2384

お問い合わせは、

以下の問い合わせフォームからも受付しております。

以下の QR コードを読み取ってください。



宿泊税制度に関するお問い合わせはこちらから！

5 各種様式の記載例等

宿泊税特別徴収義務者登録申請書 (記載例)

※処 理 事 項	施設番号	
	登録年月日	年 月 日
	電算入力年月日	年 月 日

宿泊税特別徴収義務者登録申請書	
大分県大分県税事務所長 殿 <div style="float: right;"> 1 令和 9年 〇月 〇日 </div>	
住 所 大分県大分市〇〇1-2-3 又 は 所 在 地 氏 名 株式会社 大分県税観光 又 は 名 称 代表取締役 大分 太郎 個人番号又は 法 人 番 号 (右詰で記載)	
大分県宿泊税条例第7条第1項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者としての登録を申請します。	
3	住 所 又 は 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大分県大分市〇〇1-2-3
	ふりがな おおいたけんぜいかんこう おおいたたろう
	氏名(名称及び 代表者の氏名) 株式会社 大分県税観光 代表取締役 大分太郎
	種 別 <input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	許 可 ・ 届 出 年 月 日 許 可 ・ 届 出 年 月 日 番 号 第 〇〇〇 号
	登録申請者と許可・ 届出名義人との関係 本人
4	所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大分県大分市〇〇1-2-3
	ふりがな おおいたけんぜいほてる
	名 称 大分県税ホテル
	概 要 客室数 〇室 収容人数 〇名
	経営開始年月日 〇年 〇月 〇日
5	管理業者の有無 有 ・ 無
	住 所 又 は 所 在 地 電話() —
	氏名(名称及び 代表者の氏名)
6	共同事業者の有無 有 ・ 無
	住 所 又 は 所 在 地 電話() —
	氏名(名称及び 代表者の氏名)
7	金 融 機 関 名 〇〇銀行 〇〇支店
	口座名義人 (カ ナ) オオイタ タロウ
	口座種別 普通 当座 ・ ()
	口座番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
8	住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大分県大分市〇〇1-2-3 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
	ふりがな おおいたけんぜいかんこう けいりぶ
	氏 名 (法 人 名) 株式会社 大分県税観光 経理部

1 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

2 ※印欄は記載しないでください。

1 提出年月日

- 登録申請書の提出年月日を記載してください。

2 申請者（※実質的経営者の申立をする場合は、申立者が記入してください。）

- 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 法人の場合は、13桁の法人番号を記載してください。法人番号が不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)にてご確認ください。

3 「施設の許可・届出」欄

- 施設の所在地、名称を記載してください。法人の場合は、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 「種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に☑を記載してください。
- 「許可・届出年月日」欄に旅館業の営業許可日又は住宅宿泊事業の届出年月日を記載してください。
- 「許可・届出番号」欄については、旅館業法の営業許可書に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号を記載してください。
- 特別徴収義務者と許可名義人が異なる場合は、「登録申請者と、届出名義人との関係」欄に両者の関係を記載してください。両者が同一の場合は、「本人」と記載してください。

4 「施設」欄

- 施設の所在地、名称を記載してください。
- 「概要」欄には、客室数・収容人員を記載してください。
- 「経営開始(予定)年月日」欄には、経営開始年月日を記載してください。

5 「住宅宿泊事業における管理業者」欄

- 住宅宿泊事業法の届出施設において、住宅宿泊管理業者に委託している場合に、管理業者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号を記載してください。

6 「共同事業者」欄

- 特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

7 「特別徴収義務者報償金受取口座情報」欄

- 特別徴収義務者報償金受取口座情報として、金融機関・支店名、口座名義人、口座種別、口座番号を記載してください。

8 「書類の送付先」欄

- 申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の宛先について、住所、電話番号等を記載してください。

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書
(記載例)

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書												
大分県大分県税事務所長 殿		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 5px;">1</div> 令和 9年 ○月 ○日										
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">2</div>	住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	大分県大分市○○1-2-3 株式会社 大分県税観光 代表取締役 大分 太郎 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>										
大分県宿泊税条例第7条第6項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者の登録の変更を届け出ます。												
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">3</div>	所 在 地	〒○○○-○○○ 大分県大分市○○1-2-3 電話(○○○)○○○ — ○○○○										
	名 称	大分県税ホテル										
	施 設 番 号	○○○○○○○○○○○○○○○○										
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">4</div>	変 更 事 項	施設名の変更										
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">5</div>	変更の内容 変更前 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">大分県税ホテル</div> 変更後 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいたホテル</div>											
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">6</div>	変 更 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日										

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

1 提出年月日

- 届出書の提出年月日を記載してください。

2 申請者

- 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。
法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 法人の場合は、13桁の法人番号を記載してください。法人番号が不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)にてご確認ください。

3 「施設」欄

- 施設の所在地、電話番号、名称、施設番号を記載してください。
- 施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証票に記載のある14桁の番号を記載してください。

4 「変更事項」欄

- 変更のあった事項について記入してください。

5 「変更の内容」欄

- 4で記入した事項について、具体的な変更の内容を記入してください。

6 「変更年月日」欄

- 登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。

1 提出年月日

- 届出書の提出年月日を記載してください。

2 申請者

- 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。
法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 法人の場合は、13 桁の法人番号を記載してください。法人番号が不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)にてご確認ください。

3 「施設」欄

- 施設の所在地、電話番号、名称、施設番号を記載してください。
- 施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証票に記載のある 14 桁の番号を記載してください。

4 「届出区分」欄

- 該当する区分に○をつけてください。

5 「休止期間」欄

- 休止の場合は、その期間を記載してください。
- 休止期間が未定の場合は、休止の開始日のみ記載してください。

6 「再開年月日」欄

- 再開の場合は、その年月日を記載してください。

7 「廃止年月日」欄

- 廃止の場合は、その年月日を記載してください。

8 「休止又は廃止の理由」欄

- 廃止または休止の場合は、その理由を記載してください。

宿泊税納入申告書
(記載例)

宿 泊 税 納 入 申 告 書

受付	1	年 月 日	※処理事項	施設番号		
	大分県大分県税事務所長 殿			通信日付	確認印	精査検算
2	特別徴収義務者	氏名又は名称	株式会社 大分県税観光 代表取締役 大分太郎			
	個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (右詰で記載)				
	住所又は所在地	大分県大分市〇〇1-2-3				
	担当者の氏名	株式会社 大分県税観光 経理部 大分花子 電話(〇〇〇)〇〇〇 - 〇〇〇〇				
3	施設	ふりがな	おおいたけんせいほてる			
		名称	大分県税ホテル			
		所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大分県大分市〇〇1-2-3			
		施設番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

4	宿泊月	区分	5	宿泊数	税率	税額(円)
令和9年 3月分		1人1泊5千円未満		50	100円	5,000
		1人1泊5千円以上2万円未満		100	200円	20,000
		1人1泊2万円以上10万円未満		5	500円	2,500
		1人1泊10万円以上		0	2000円	0
		小計		155		27,500
		課税免除		230		

年 月分	1人1泊5千円未満		100円	円
	1人1泊5千円以上2万円未満		200円	
	1人1泊2万円以上10万円未満		500円	
	1人1泊10万円以上		2000円	
	小計			
	課税免除			

年 月分	1人1泊5千円未満		100円	円
	1人1泊5千円以上2万円未満		200円	
	1人1泊2万円以上10万円未満		500円	
	1人1泊10万円以上		2000円	
	小計			
	課税免除			
合計			385	27,500

1 ※印欄は記載しないでください。
 2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（「宿泊税月計表」等を添付してください。）
 3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

1 「年月日」欄

- 納入申告書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- 登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
※ 基本的にあらかじめ印刷(プレプリント)されています。

3 「施設」欄

- 宿泊施設の所在地、名称、施設番号を記載してください。
- 施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証票に記載のある 14 桁の番号を記載してください。
※ 基本的にあらかじめ印刷(プレプリント)されています。

4 「宿泊月」欄

- 宿泊行為があった年月(納入申告書の提出月の前月)を記載してください。

5 「宿泊数」、「税額」欄

- 「宿泊数」欄には、課税対象の宿泊数を税率区分ごとに記載してください。また、課税免除宿泊数を記載してください。
※ 宿泊税月計表の「合計」欄と一致していることを必ず確認してください。
- 「税額」欄には、宿泊数に税率区分ごとの税率を乗じた税額を記載してください。

宿泊税月計表
(記載例)

宿泊税月計表 (令和9年3月) 1

宿泊施設の名称	2 大分県税ホテル
施設番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

日付	宿泊数 (泊)							合計
	3 課税対象				課税免除		4	
	宿泊料金が5千円未満	宿泊料金が5千円以上2万円未満	宿泊料金が2万円以上10万円未満	宿泊料金が10万円以上	うち修学旅行等			
1	0	5	0	0	0	0	5	
2	5	3	0	0	0	0	8	
3	3	0	0	0	0	0	3	
4	3	2	0	0	120	120	125	
5	0	1	0	0	0	0	1	
6	2	5	1	0	0	0	8	
7	1	1	0	0	0	0	2	
8	0	7	1	0	0	0	8	
9	1	0	0	0	0	0	1	
10	2	6	0	0	0	0	8	
11	3	2	0	0	110	110	115	
12	0	3	0	0	0	0	3	
13	3	3	1	0	0	0	7	
14	1	6	0	0	0	0	7	
15	2	4	0	0	0	0	6	
16	0	5	0	0	0	0	5	
17	0	1	0	0	0	0	1	
18	1	0	0	0	0	0	1	
19	1	7	1	0	0	0	9	
20	2	6	0	0	0	0	8	
21	2	7	0	0	0	0	9	
22	0	5	0	0	0	0	5	
23	0	3	0	0	0	0	3	
24	4	0	0	0	0	0	4	
25	1	4	0	0	0	0	5	
26	3	2	0	0	0	0	5	
27	5	5					11	
28	2	0					2	
29	1	2					3	
30	2	1					3	
31	0	4					4	
合計	50	100	5	0	230	230	385	

納入申告書の宿泊数と一致します。

1 「宿泊月」

- 申告の対象となる宿泊月を記載してください。

2 「宿泊施設の名称・施設番号」欄

- 宿泊施設名、施設番号(14桁)を記載してください。
- 施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証票に記載のある14桁の番号を記載してください。

3 「課税対象」欄

- 宿泊税の課税対象となる宿泊数を宿泊料金ごとに記載してください。
なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の宿泊料金ごとの宿泊数と一致します。

4 「課税免除」欄

- 宿泊税の課税免除となる宿泊数を記載してください。
なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税免除」欄の宿泊数と一致します。

※ 必ずしも上記の様式でなくても、記載項目が同様のものであれば、任意の様式で構いません。

※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、宿泊月ごとの月計表の添付が必要です。

納入書
(記載例)

県 税	納付(納入)書・領収証書					(公)
振替口座 01950—4—960003	加入者 大分県税事務所		取りまとめ店 大分銀行県庁内支店			
住(居)所及び氏名又は名称						
収入	納	税目	事務所	宛名番号	整理番号	
枝番	実績年月	日	課税区分	処理日	税	
年度	期別	申告実績 年 月分		申告日 年 月 日		
1	本 税	十億	百万	千	円	
	延 滞 金				円	
	過少申告加算金				円	
	不申告加算金				円	
	重 加 算 金				円	
2	合 計			¥ 5, 0 0 0 0	円	
納 期 限	令和 ○年 ○月 ○日				3	
課 税 事 務 所	大 分 県 税 事 務 所					
上記の金額を領収しました。 (裏面をお読みください。) (納税者保存)					領収日付印	

1 「本税」欄

- 申告納入する宿泊税額を右詰めで記載してください。
- 金額の左側に「¥」と記載してください。
- 当該施設の納入申告書に記載した税額と一致していることを確認してください。

2 「合計」欄

- 申告納入する宿泊税額を右詰めで記載してください。
- 金額の左側に「¥」と記載してください。

3 「納期限」欄

- 当該月分の納期限を記載してください。

宿泊税申告納入期限の特例適用者指定申請書
(記載例)

宿泊税申告納入期限の特例適用者指定申請書																								
大分県大分県税事務所長 殿		1 令和 9年 〇月 〇日																						
2 住所 又は所在地 氏名 又は名称		大分県大分市〇〇1-2-3 株式会社 大分県税観光 代表取締役 大分 太郎																						
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																						
大分県宿泊税条例第8条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例を受けたいので、次のとおり申請します。																								
3	施設	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大分県大分市〇〇1-2-3 電話(〇〇〇)〇〇〇 - 〇〇〇〇																					
		名称	大分県税ホテル																					
		施設番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																					
4	経営開始年月日	令和 9年 〇月 〇日																						
5	大分県宿泊税条例第8条第4項の規定による指定の取消	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	取消年月日	年 月 日																				
6	申請日の属する月前12か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額	750,000 円																						
7	宿泊税に係る過少申告過少金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	決定年月日	年 月 日																				
8	県税に係る徴収金の滞納	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無																						

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

1 提出年月日

- 届出書の提出年月日を記載してください。

2 申請者

- 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。
法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 法人の場合は、13 桁の法人番号を記載してください。法人番号が不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)にてご確認ください。

3 「施設」欄

- 施設の所在地、電話番号、名称、施設番号を記載してください。
- 施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証票に記載のある 14 桁の番号を記載してください。

4 「経営開始年月日」欄

- 経営開始年月日を記載してください。
- 経営開始から 12 か月を経過していることが特例適用の要件です。

5 「大分県宿泊税条例第 8 条第 4 項の規定による指定の取消」欄

- 過去に申告納入期限の特例の取消を受けている場合は「有」に○を記載し、取消年月日を記載してください。過去に特例の適用の取消を受けていない場合は「無」に○を記載してください。
※取消の日から 1 年を経過していない場合は、特例の承認を受けることができません。

6 「申請日の属する月前 12 か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間における納入すべき宿泊税の合計額を記載してください。
- 上記の金額が 360 万円以下であることが特例適用の要件です(令和 9 年度のみの特例として、申請書の提出前3月間の納入すべき宿泊税が90万円以下であれば、この要件を満たしたものと扱います)。

7 「宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額の決定」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間において、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金の決定を受けた場合は、「有」に○を記載し、決定年月日を記載してください。受けていない場合は「無」に○を記載してください。
- この期間に加算金の決定を受けていないことが特例適用の要件です。

8 「県税に係る徴収金の滞納」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間における、県税(宿泊税に限りません)の滞納の有無について、該当する方に○を記載してください。
- この期間に県税の滞納がないことが特例適用の要件です。